

番 号：170012

国 名：パプアニューギニア

担当部署：パプアニューギニア事務所

件 名：道路整備能力強化プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格 付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年4月上旬から2017年6月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内0.50M/M、現地0.73M/M、合計1.23M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	22日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：3月1日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_since_201404.htmlをご覧ください。)なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年3月10日までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
 - ⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション -点
- (計100点)

類似業務：	各種評価調査
対象国／類似地域：	全途上国
語学の種類：	英語

注1) 定型以外の業務で提案を特に重視する場合に「30点」パターンを選択してください。

注2) 語学力を評価しない場合は、語学力の配点を適宜他の評価項目に振り替えてください。

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等

本調査の評価対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

パプアニューギニアは、中央に3,000～4,000m級の山脈が東西に連なり国土を分断し、また高山以外は深い熱帯雨林に覆われている。このような険しい地形条件により、幹線道路網にも多くのミッシングリンクがあり、地域間の人の移動を困難にしているだけでなく、農産物の消費地への輸送や公共サービスへの住民のアクセスが阻害され、国内経済の発展を妨げる大きな要因の一つとなっている。

公共事業省（Department of Works、以下「DoW」）が管轄している国道の総延長は8,738kmであるが、うち道路舗装率は36%にとどまり、残りの64%に相当する5,590kmは砂利国道である。砂利国道の日常的な整備・維持管理は、植生除去、排水路の清掃などの軽作業と、路面の修復のための不陸整正、散失した砂利の追加などの重作業に分類される。前者の軽作業は人力施工が主体で、National Road Authority（以下、「NRA」）が民間業者に発注する形で実施されているのに対し、後者はモーターグレーダ等の重機を必要とし、DoWの管轄となっている。DoWはそれら重作業を直営で行うことを基本としており、建設機材課（Plant and Transport Division、以下、「PTD」）が道路整備機材の管理を担当している。しかしPTDは、保有する機材の不足や老朽化及び職員的能力不足という問題を抱えており、直営で実施できない事業は民間業者への発注にて対応している。ところが、パプアニューギニア国内の民間業者は数が限られるうえ、人的及び物的コストが高く、特に地方部では民間業者が存在していないことも多いため、適切に維持・管理されている砂利国道は全体の1割程度であり、残りの9割は悪路のまま放置されているのが現状である。また、パプアニューギニアでは毎年、地すべりや洪水等の自然災害が多発し、重要な幹線道路であっても頻繁に寸断されている。その緊急対応、復旧もDoWの業務であるが、前述と同じ理由により、敏速な対応が出来ておらず、長期間道路が閉鎖される原因となっている。

かかる状況を受け、パプアニューギニア政府から我が国に対し、道路維持管理機材調達のための無償資金協力及びこれら道路維持管理機材の効果的な活用、メンテナンスを含む、DoW直営道路維持管理業務の能力強化に係る技術協力プロジェクトの要請があった。前者の無償資金協力については、無償資金協力「道路補修機材整備計画」が2012年から2014年まで実施され、モロベ州、西ハイランド州、東セピック州、西ニューブリテン州の4州のDoW地方事務所に対して道路整備機材を調達し、同州及びその周辺州における道路整備に活用されている。

後者の技術協力プロジェクトである「道路整備能力強化プロジェクト」（以下、「本

プロジェクト)においては、DoW直営道路維持管理業務能力強化に対する支援を目的としており、上記4州を対象に、同無償資金協力事業で調達された機材を用いて、機材の運転・整備の実習をメカニック、建設機械オペレーターを対象に行っているほか、実際に特定区間の未舗装道路維持管理を行うことで、建設機械オペレーターとDoWの土木技術者を対象に道路維持管理作業における技術力向上のための研修を通じた能力強化を行っている。本プロジェクトは、DoW本部のPTDをカウンターパート機関（以下「C/P機関」という）として、2013年11月から2017年10月までの4年間の予定で実施中である。現在、総括／道路維持管理アドバイザー、道路維持管理エンジニア、メカニックエンジニア、施工管理監督・品質管理者及び広報／業務調整の合計5人の専門家（以下「プロジェクト専門家」という）を派遣中である。

2015年11月に実施した中間レビュー調査では、座学と実地研修を用いた研修内容が評価された一方で、特定期間の未舗装道路維持管理に係る実地研修実施が、予算措置の遅れにより遅れているのが確認された。また、同調査で指標と活動の見直し及びPDMの改訂が行われた。

今回実施する終了時評価調査は、2017年10月の本プロジェクト終了を控え、プロジェクトの投入実績・活動内容・計画達成度を調査確認して、プロジェクトの実績を検証すること、評価5項目の観点からレビューを行うこと、レビュー結果に基づき、終了後のプロジェクトの方向性・活動方針に対する提言を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、本プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次の通りとする。

(1) 国内準備期間（2017年4月上旬～4月中旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他DoW内関連部署及び地方事務所、パイロット事業の裨益住民等パプアニューギニア側関係機関、オーストラリアが支援しているTransport Sector Support Program 専門家等の他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ④対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間（2017年4月下旬～5月上旬）

- ①JICAパプアニューギニア事務所等との打ち合わせに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③C/P機関と協議した評価グリッドに基づき、JICAパプアニューギニア事務所を

通じて事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。プロジェクト関係者へのヒアリングは、首都ポートモレスビーに加え、技術移転の対象となっている4州（モロベ州、西ハイランド州、東セピック州及び西ブリテン州）で行うことを予定している。

- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記②、③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びC/P機関等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書(案)(英文)の取りまとめを行う。
- ⑥調査結果や他団員及びC/P機関等からのコメント等を踏まえた上で、PDM及びPOの修正案(和文・英文)の取りまとめに協力する。
- ⑦評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果のJICAパプアニューギニア事務所等へ報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間(2017年5月中旬から5月下旬)

- ①評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③終了時評価報告書(和文)について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は下記(1)～(3)のすべてとする。

- (1) 評価報告書(英文)
- (2) 終了時評価調査報告書(案)(和文)
- (3) 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

上記(1)～(3)については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積を計上して下さい)。

航空賃については、ニューギニア航空の直行便(週2便、毎水・土曜日発)を利用とし、成田ーポートモレスビー間のみを計上して下さい。国内移動航空券については、パプアニューギニア事務所が手配します。

宿泊費については、パプアニューギニアの物価高騰に伴う措置として、首都ポートモレスビーのホテル宿泊については、一泊27,300円にて経費を計上して下さい。その他、現在予定している地方部での宿泊については、モロベ州(レイ)

22,300円、西ハイランド州（マウントハーゲン）及び西ニューブリテン州（キンベ）17,300円、東セピック州（ウェワク）は11,600円で計上してください。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2017年4月19日～5月10日を予定しています。本業務従事者は、JICA職員の現地調査期間に約2週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICAパプアニューギニア事務所）
- イ) 協力企画（JICAパプアニューギニア事務所）
- ウ) 評価分析（コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAパプアニューギニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿泊手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
現地調査スケジュールアレンジ及びアポイントメントのとりつけ
- カ) 執務スペースの提供
なし

（2）参考資料

① 本業務に関する以下の資料をJICAパプアニューギニア事務所（担当：堀越 horikoshi.daisuke@jica.go.jp）にて配布します。

- ・事業進捗報告書
- ・専門家報告書
- ・活動実績資料
- ・中間レビュー調査報告書

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- ・パプアニューギニア国「道路整備能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書」

（3）その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

パプアニューギニア国内での作業においては、緊急連絡網の整備、通信手段の常時確保に協力する他、昼間であっても借り上げ車両以外の手段による移動は禁止し、夜間の外出は原則として一切控えてください。なお、警備会社もしくは警察による移動時の車両エスコートなど、必要な安全対策は、JICAパプアニューギニア事務所が手配します。また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑議事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上